

☞ 中小企業倒産防止共済の掛金

Q : 当社はこの度、中小企業倒産防止共済に加入しました。掛金を1年分まとめて支払いましたが、どのように取扱ったらいいのですか？

A : 前納期間が1年以内のものは、支払った時の損金とすることができます。

【解説】

会社が、長期にわたって使用され、又は運用される基金で、法令に基づき拠出され、かつ、公益性、緊急性の高い特定の業務の費用に充てられるものに係る負担金又は掛金を支出した場合には、その支出した金額は、支出時の事業年度の損金の額に算入できるとされており、この中小企業倒産防止共済の掛金もこれに該当するとされています。

したがって、この掛金はその支出した時の損金に算入することができるのですが、前納期間があるものについては、次のように取扱われます。

① 前納期間が1年以内であるもの

前納期間が1年以内のものは、その支出時の損金として処理することが認められます。これは、前納にすると割引があること、前払費用の額で1年以内に役務の提供を受けるものについては支出時の損金とすることができるという取扱いがあることなどを考慮してのことです。

② その他のもの

その他のものについては、前払金として処理することとされています。

